

## もくじ

### 特集：伝統工芸の保存と伝承

#### ■インタビュー

#### 伝統工芸を守り、育てるために

(社)日本工芸会理事長 安嶋 彌氏に聞く

[インタビュー／大滝幹夫] 4

文化財保護と伝統工芸 深見吉之助 10

手漉和紙の伝統的な技術  
—摂津・名塩雁皮紙を中心として— 和田 邦平 13

「日本伝統工芸展」今昔 南 邦男 16

#### 都道府県のページ

#### 我が県の文化行政——④

文化財の保護・活用と  
地域文化の高揚 和歌山県 19

#### 特色ある博物館・美術館紹介——②

伝統的な“わざ”の保存をめざして  
埼玉県立民俗文化センター 22

第15回全国高等学校総合文化祭(香川大会)  
開催概要及び推薦要領決まる 24

文化庁だより  
・平成2年度文化勲章受章者  
文化功労者決定 25  
・平成2年度秋の褒章受章者決まる 27  
・平成2年度秋の勲章受章者決まる 27  
・平成2年度地域文化功労者表彰式行わる 27

・文化庁行事報告・  
予定 ……30  
・「美をもとめて」  
放送予定 ……30  
・国立劇場ニュース ……31

#### 表紙写真

第37回「日本伝統工芸展」  
受賞作品

(右上)絞り染訪問着「薫園」  
市瀬史朗作  
日本工芸会奨励賞

(左)透編花籃「残照」  
田中旭祥作  
日本工芸会会長賞

(下)淡青糊裏銀彩四方鉢  
中田一於作  
文部大臣賞

題字デザイン◆桑山弥三郎

# 文化財保護と伝統工芸

前日本工芸会理事長 深見吉之助



## 文化財保護法

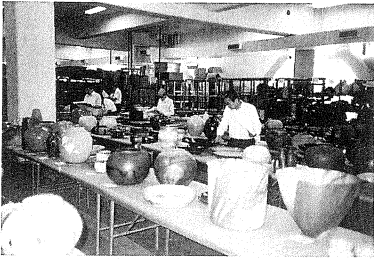
文化財保護法ができて早や四十年の月日が過ぎた、当時関係した人も残り少なくなつて、まことに感無量である。昭和二十四年一月法隆寺金堂の火災の直後、GHQ教育部（CIE）の文化担当官ブローマー氏が紫沼社会教育局長の所に来て、法隆寺火災の見舞をいうと共に日本は国宝・重要美術品の指定件数が多いいにも拘らず保護政策が不十分である。国宝を再検討し保護の充実を期すべきであると勧告があつた。私もこの席に同席した。文部省は、これに従つて国宝の指定を取消してまず重要美術品とする旨を告示し、直ちに委員会を設けて国宝の再指定を行うと共に国宝保存法、重要美術品等の法律、史跡名勝記念物法の三法の改正に着手した。

ちなみにこの時の国宝数は六、八七〇件建造物を含む、重要美術は八、二三六件、合計一五、一〇六件であつた。二十五年の再指定で、国宝は九一四件となり、重要文化財は一、一九九件となつた。

これより先昭和二十二年頃、戦後の困窮の中で文楽、能、平家琵琶などが滅亡にひんしているとその救済が訴えられていたのでこれを含めて法律の改正に着手したが、国会より議員立法で改正の申出があり二十四年の国会では不成立となつたが、二十五年参議院提出、衆議院で一部修正の上、五月三十日に「文化財保護法」が公布せられた。当時の参議院法制局長岸田氏と同文部専門委員竹内氏共著「文化財保護法詳説」(刀江書院)で詳細は見ていただきたい。

この法律で従来は保護の対象になつていなかった無形文化財、民俗資料が広く法の条文に加えられたことは画期的なことであつたと原案者に謝意と敬意を表したい。

文部省は、早速文化財保護委員会を置いて



(ハ)鑑査される作品群

(ロ)高松宮様の總裁賞選定 (昭和61年、第33回展)

の杉原信彦君が、評論家や作家の間を駆け巡つて協力を頼んでいた姿を思い出す。そして伝統工芸に対する世論喚起のためのデモンストラーションとして主要な伝統工芸作家を中心に伝統工芸展を文部省主催で企画した。ところが文部省主催にも拘らず、工芸作品は不況で客が来ないとの理由で会場を引き受ける所が無く、佐藤課長らが八方奔走の結果、三越本店の岩瀬社長が、漸く伝統工芸技術は保存せねばならぬと引き受けて下さつた由である。この展覧会が爾来三越で開催し続けているのはこの由縁である、しかし聞く所によると初めの頃担当者から入場者不振のため中止を社長に申し入れたとのことで、近年一日平均四万人余の入場があることと較べ全く隔世の感がある。

とにかく、二十九年三月に、文部省主催、朝日新聞社後援で第一回無形文化財日本伝統工芸展が開催されたのであつた。

かくて、昭和二十九年五月に保護法の改正が行われた。あえて、条文を書いておく、

### 第三章の二 無形文化財

第五十六条の三 文部大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による指定をするに当つては、当該重要無形文化財



日本伝統工芸展の会場

保護行政を開始した。無形文化財とは芸能、工芸技術、その他の無形の文化的所産を包括する名称であるが、委員会は無形文化財のうち価値が高く、保護の必要な工芸技術四十数種を選び、記録の作製、録画等を始めた。

### 重要無形文化財と伝統工芸展

この頃、矢代幸雄委員、西沢笛歌、松田権六らの諸氏が無形文化財保護の強化を訴えられた。当時は美術工芸に対する一般の関心が薄く、伝統工芸技術保存の必要を認識して貰うのは大変な努力であつた。私は無形文化課

の保持者又は保持団体を認定しなければならぬ。

以下五十六条の九までの条項を追加し、昭和五十年には第三章の三の「民俗資料」を「民俗文化財」と改称し強化が行われた。

これによつて、文部省は昭和三十年一月十五日に、保護法第五十六条の三より第一回、五月十二日に第二回の重要無形文化財とその保持者及び保持団体の認定を発表した。

### 社団法人日本工芸会の創立

これを受けて、工芸関係の重要無形文化財保持者を中核に、伝統工芸技術の保存、技術の向上、後継者育成、会員の親睦を目的に、三十年六月二十七日社団法人日本工芸会が創立された。

そしてその秋第二回日本伝統工芸展が開催されたが、この時より主催者は文部省、東京都、朝日新聞社、NHK、日本工芸会の五者となり、五者が運営委員会を作り、日本工芸会が運営に当ることとなつた。

三十二年に、高松宮殿下を總裁に推戴し日本工芸会の基礎は固まつた。宮様は、伝統工芸に大層関心をお持ち下され、總裁賞は必ずご自身でお選びになつた。授賞式には毎回ご臨席下され、入選作品に対しても適切な御批評を頂いたことであつた。日本工芸会の今日

の発展の陰に、故宮様の数々のご助言のあったことを忘れてはならない。

初め僅かの保持者と工芸作家で組織された日本工芸会も三十五年を経て、正会員数一〇四〇人、準会員五〇〇人となり、伝統工芸展の出品者も年々増加し、近年は二〇〇〇人を越し、入選者も陶芸が一七・〇%、金工四・九%、平均二三・五%と厳しくなり、出品作家には気の毒なほど難関となつて来た。

一時は後継者が心配された工芸技術も最近では戦後育ちの若い作家が出品者の過半数となり、入賞者も若返つて来た、偏に文化財保護法の恩恵によるものである。

### ■ これからの伝統工芸に思う

だがその反面に現在の伝統工芸界には、工芸展の作品を通して何かと批判や問題がないでもない。その一つは、出品作品に実用を越えて大きなもの重いものが多くなつたことである。公募展だから多少人目を引くもの、大型のものが出るのは止むを得ぬが、そのため落選するものもある。伝統工芸の世界は、生活に即し、実用に耐えるものであつてほしい。ガラス、プラスチック等の新素材の使用、ハイテク技術の発達から木工、金工、漆工にまで、レーザー光線等が使われて来た。加飾法として新技術の導入も必要であるが、若い



作家が機械力、ハイテクに頼つて、地味な伝統技術の基本的勉強を怠るならば、昔、機械工学に押されて伝統技術が衰微した徹を踏むことを恐れるものである。日本工芸会は保護法にいう我が国の伝統工芸技術を守り育てることを目的としたプロ作家の集団であること忘れてはならない。工芸展はプロが自分の持つ伝統の技の真価を問う真剣勝負の場であることを自覚し、他人の技法を模倣したり入選を意識して無難の作品を毎回出品する如きはプロとしてはとるべきことではない。

### ■ 「人間国宝」といふこと

最後に一言したいことは、いわゆる「人間

国宝」という通称についてである。保護法の改正が発表せられた時、重要無形文化財保持者は長過ぎて内容もわからぬといつて、新聞記者諸君の造語である。佐藤課長がいったともいうが明らかでない。人間国宝はその簡単さと耳ざわりの良さからたちまち定着し、新聞は勿論、テパトも一般人も保持者を人間国宝と呼び、重要無形文化財保持者本来の使命が希薄になつて来て、保持者やその作品が国宝であるかの如き錯覚を起こす人も出て来た。重要有形文化財の国宝は、物そのものが価値の高い国宝で、作者は無名でもよく、雪舟の作でも国宝でない物もある。これに対し人間国宝は、物ではない、物を作る伝統の技であり、その優秀な技を習得している人が重要無形文化財保持者なのである。国宝といわゆる人間国宝とは全く別の価値感にある。せめて技術国宝と呼んでほしかった。杉原君が生前に人間国宝の呼称は困る困るといつていたが、この混乱を心配していたのであろう。

最近、保持者が自ら人間国宝と称し、名刺の肩書にした話を聞いたが、つつしむべきことと思う。

日本工芸会に長く関係した私というのは無責任の様であるが、工芸会会員はもちろん保持者各位にも法の精神を守つて頂きたく、前文に無形文化財の条文をのせた次第である。

編 集 後 記

先般、東京で開催されていた「第三十七回日本伝統工芸展」は、非常に盛況だったようだ。改めて、我が国の伝統的な工芸技術、工芸作品に対する国民の興味、関心の高さを実感する。これらの作品を目の当たりにすると、脈々として引き継がれてきたその技術水準の高さ、作品の美しさに驚嘆を禁じえない。しかし、その保存・伝承は容易ではなく、技術保持者の方々の並々ならぬ努力・研鑽によってはじめてなされているのである。今後、生活様式の急激な変化等により、伝統工芸と日常生活の距離が進み、これが消えていく恐れなしとしない。

温故知新ではないが、これらの伝統的な工芸技術に学び、それを生かしてこそ、国民生活に密着した将来の技術及び美が花開くものであることを肝に命じて、その保存・伝承に努めたいものである。

「文化庁月報」十二月号

(通巻第二六七号)

平成2年12月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

発行所 株式会社ぎょうせい

本社 〒100 東京都中央区銀座7丁目4番12号

営業所 〒100 東京都新宿区西五軒町4-1-2

電話 (03) 2681-2241 (代表)

振替口座 東京 91161番

印刷所 ㈱行政学会印刷所

■定期購読のお申し込み

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

定価 一九〇円(本体一八四円) (送料四六円)  
年間購読料 二、二八〇円(税込・送料共)

●本誌は、文化庁の編集により発行しておりますが、掲載文は、あくまで個人の責任において、自由に書くことを建前としておりません。したがって本誌の複製は、文化庁の発給ではありません。

© 1990 Printed in Japan

広告の問合せ・申込み先  
株式会社 ぎょうせい 営業第二課・宣伝係  
☎ (03) 269-4145 (ダイヤルイン)